

令和7年10月16日（木）15時30分 第2回公契約審議会 議事要旨

傍聴者6名許可を受けて入場。

事務局：議題1「公契約条例の適用状況について」説明

委員：工事請負契約において、前年度からの継続案件が増加している背景や理由は何かあるか。

事務局：小中学校の改築や総合庁舎の受変電設備更新など、複数年度にまたがる大規模工事が増加しており、前年度からの継続件数は7件と例年より若干多くなっている。

事務局：議題2「公契約条例に関する事業者アンケートの実施について」事務局から説明

委員：アンケートの問12において、社会保険の加入有無について確認しているかという質問があるが、労働台帳等すでに確認できていると考える。改めてこれをアンケートで問うのはどのような意図があるのか。

事務局：委員のご指摘のとおり、労働台帳で社会保険の加入状況は確認できる。しかし、アンケートを通じて事業者が加入の有無を適切に確認しているかを再確認し、事業者に改めて意識の徹底を図ることが目的でこの設問を設けている。

委員：事業者アンケートについては、次回の審議会で集計結果をご報告いただきたい。

事務局：議題3「令和8年度労働報酬下限額の設定について」事務局から説明

委員：業務委託及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について、区としては幅を示し、その中から適正な金額を審議してほしいという趣旨で良いか。

事務局：ご指摘のとおりである。

委員：人材確保や労働者が目黒区から流れるのを防ぐ観点から、隣接する世田谷区と渋谷区の令和7年度平均額1,443円以上に引き上げることを提案した。しかし、事務局からはそれを上回る提案があり、そこについて異論はない。人材確保の観点から、会計年度任用職員の単価からさらに充実させた下限額を希望する。

委員：委員としては、会計年度任用職員の単価がベースだと考えている。公契約条例の目的の一つである人材の定着を鑑みた金額とするのが望ましいが、事業者側の委員の意見を取り入れながら適切な金額を決めていければと考える。

委員：会計年度任用職員単価により算出した時給額については、一昨日発表された特別区の人事委員会勧告の数字が反映されていると考えてよいか。

事務局：一昨日発表された特別区の人事委員会勧告をもとに計算して算出した数字である。

委員：事務局の案を見て、ここまで金額を想定していなかったため驚いている。公共事業だけでなく民間事業も行っている会社からすると、民間との賃金の差が広がることで民間の方に人が来なくなってしまう懸念がある。上げるのは良いことかもしれないが、バランスを取りながら上げていかないと、事業者も厳しくなるし将来的には目黒区も厳しくなるのではないか。

委員：弊社は、官庁と民間の両方の事業を行っているが、実際に民間は厳しいため、民間の単価と官庁の単価を分けている。民間の金額を圧迫しているのは事実であるため、労働報酬下限額の急激な上昇というのは事業者側としては避けていただきたい。

委員：事業者側としては、どれぐらいの金額を想定していたのか。

委員：東京都の最低賃金が前年比プラス5.4%であるため、それより少し上がったプラス6~7%を想定していた。

委員：他の区では、人材獲得に向けて前年度から大幅に上げるという話を聞いている。近隣の世田谷区や渋谷区は昨年度の1,400円代からさらに上がってくるということを考えると、目黒区として人を集めようという観点からは、それを上回る数字を目指していく必要があると考えている。

- 委 員：世田谷区や渋谷区がさらに引き上げることを考えると、今回の事務局案の1番高い金額でも追いつけないと考えている。公契約条例では、会計年度任用職員の単価をベースに設定するとなっているため、最低でもそれ以上の数字にしないと、公契約条例における労働報酬下限額としては適正なものにならないのではないか。
- 委 員：他区と同じような水準で引き上げていかないと格差がより開いてしまい、実際に人が足りなくなつてから急激に上げようとなると負担が大きくなる。人手不足に対策が打てる今の段階で上げておくべきではないか。
- 委 員：労働報酬下限額が高くなつてきている区が増えている中で、区によって違いがあつても別に構わないと思っている。他区が何円だからという数字ありきで議論するのではなく、区の財政状況を踏まえて適正価格を決めていければいい。
- 事務局：区の財政状況については、予算に限りはあるが、昨今の状況を鑑みるとこれぐらいは引き上げないと厳しいのではないかという前提のもとに、区の財政当局と調整した上で可能な金額の幅を示している。公契約条例に基づく契約に関しては、労働報酬下限額の引き上げに係る人件費相当分は当然手配をしており、審議会で決定した金額をもとに各所管で来年度の予算要求を行うことになる。
- 令和7年度の労働報酬下限額において、目黒区は条例を制定している特別区の中で下から2番目の金額である。他区と比較して金額を引き上げるものではないという考えが変わることはなはないが、昨年度は金額の引上げを一部抑制した結果、他区との差が開いてしまった。それにより人材が確保できないというのが区として一番の損失であるため、今年度は抑制を図るのではなく、会計年度任用職員の単価をベースに適正な水準で設定するのがよいのではないかと考えている。
- 委 員：公契約条例というのは目黒区だけでやっているわけではなく、他区と一緒にやっているのであるから、当然他区の金額を見ながら決めていく必要はあると考える。今年度の1,298円という金額はやはり安いと感じるため、来年度については会計年度任用職員の単価に合わせて設定するがよいのではないか。
- 委 員：特別区の人事委員会勧告は、民間との差を意識して相当上げた数字と感じるため、それをそのまま跳ね返らせる必要はないのではないか。会計年度任用職員の単価から、その大幅な引き上げ分を除いた額というあたりに設定してもよいと考える。
- 委 員：事業者の立場としては、上げるのは厳しいが、他の区とのバランスを考えるとある程度上げていかないといけないのかもしれない。ただ、新宿や渋谷、世田谷の一部の地域は、元々人材確保が難しい場所であることから労働報酬下限額が高く設定されているという側面もあると考えられるため、そのあたりも考慮してほしい。
- 委 員：労働者は減っており、若手入職者がほとんど入ってきていないとの声も寄せられている。工事現場の働き方改革も進む中で、労働時間を抑える中でも今までと同等以上の賃金が担保されなければ労働者の確保もできないと考える。労働者の立場としては、昨今の物価高の中で、1円でも高い賃金にしてほしいという意見である。
- 委 員：他区と比較するのはどうかという意見も出ているが、近隣区と金額の差が開いた結果、目黒区に人が回つてこないという状況が一番問題だと考える。事業者の目線では厳しいかもしれないが、人を集め定着させるところまで、可能になる金額に設定しないと目黒区として厳しくなるのではないか。
- 委 員：会計年度任用職員の単価から、人材確保のための大幅な引き上げ分を除いた額で十分だと考える。例えば中目黒ということで考えると、東横線で川崎市からも人が来るが、目黒区の単価は神奈川の単価と比べると良いため、人は十分集まる。
- 委 員：川崎市という話が出たが、目黒区を通過してもっと単価が高い区に行ってしまうのではないか。
- 委 員：労働者、例えば高齢者やパート従業員は多少賃金が低くとも地元の近くで働きたいという人が多い傾向にあるため、遠いところまで行くのは考えにくい。
- 委 員：事業者側としては、会計年度任用職員の単価から、人材確保のための大幅な引き上

げ分を除いた額で十分人材は確保できるという意見でよいか。

委 員：一概には言えないが、そのように考えている。

委 員：指導する側のベテラン社員が新人と同じ時給になってしまい、モチベーションが下がるということも実際起きており、下限額を上げすぎるとも職場全体を考えると良くないという意見がある。ベテランと新人の給料の差がつけられない企業が出てくることを考えると、急激に下限額を上げて大丈夫なのかと心配になる。そのあたりがクリアできるのであれば、会計年度任用職員の単価まで上げていいと考える。

委 員：このままだと事業者側と労働者側で折り合いがつかないため、区の提示している幅の中で中間の金額を採用するのはいかがか。この1年間を通して、その金額で実際にどれぐらい労働者が確保できたかということを検証し、来年度金額を調整していくのがよいと考える。

委 員：最低でも会計年度任用職員の単価以上を求める。また、業務委託契約・指定管理協定においてもスライド条項を適用すべきだと考えている。入札監視等委員会での検討事項になると思うが、公契約審議会でこういった意見が出ているということで議論していただきたい。

委 員：使用者側としては低ければ低い方がよい。下限額が上がることで、民間で働く従業員の賃金も上げなければならなくなり、そちらの方が赤字になる。そういう点も考えてもらいたい。

委 員：民間との格差ということを考えると、会計年度任用職員の単価と、そこから人材確保のための大幅な引き上げ分を除いた額の中間あたりに設定するのがよいのではないか。

委 員：公契約条例第7条にも示されているとおり、会計年度任用職員の単価をベースにし、それ以上の金額にする必要があるのではないか。

事務局：第7条の趣旨としては、会計年度任用職員の給与額を基にその他の事情を勘案して決めるということであるため、事情があればそこからプラスもできるしマイナスもできるというように解釈していただきたい。

委 員：各委員の意見がまとまらないため、労働報酬下限額を決めるため決議を取る。
決議の結果、会計年度任用職員の単価により算出した時給額に決定する。

委 員：その他何か意見がある方はいるか。

委 員：多摩市の公契約審議会では、これまでの検討課題等を累積させた資料が公開されている。委員や区の職員が異動等で変わることもあるため、審議会を円滑に進めるためにも、こういった資料の作成をお願いしたい。

委 員：資料を作成するとしたら、区に作っていただくことになると思われるため、区の方で検討いただきたい。

事務局：第3回の審議会は2月頃を予定している。この時には国から工事の設計労務単価が公表されているため、それを受けて令和8年度労働報酬下限額の答申案について議論いただきたいと考えている。

委 員：労働者は自身の報酬が労働報酬下限額を下回っているときに申し出ることができる、ということが労働者に周知されていない現状がある。第3回ではそのあたりも検討してもらえるような議題にしてほしい。

委 員：以上をもって、第2回目黒区公契約審議会を終了する。